

成果目標について

目 標 項 目	目 標 水 準 《 目標年度（事業実施年度の翌々年度）＝令和 10 年度（2028 年度） 》	
必 須 項 目	以下の目標を必ず設定すること。	
付加価値額の拡大	本市が認める者以外の者	現状より付加価値額（農産物の生産・加工・流通・その他経営に係る付加価値額全体をいい、収入総額から費用総額を控除した額に人件費を加算した額を用いる。以下同じ。）の１割以上の拡大を行う。
	本市が認める者	現状より付加価値額の拡大を行う。
選 択 目 標	配分基準表により、今後の取組に基づきポイント化している場合、当該ポイント化した項目に対応する成果目標を必ず設定すること。	
① 経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より経営面積の拡大を行う。	
② 農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売への取組、有機JASの認証取得等により、農産物の価値向上を行う。または、異分野の事業者との連携等により農産物の加工や新たな市場の開拓を行う。	
③ 農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開を行う。（品目転換を行うことを含む。）	
④ 農業経営の法人化	農業経営の法人化を行う。	
⑤ 青色申告の取組	青色申告承認申請書を提出し、青色申告を行う。	
⑥ 環境配慮の取組	化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行う又は環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける。	
⑦ 農作業の共同化	自らの経営にかかる農作業について、他の農業者と共同して行う。	
⑧ 労働時間の縮減	省力化技術の導入、栽培・管理技術の改善、作業の効率化等により、農作業の一部又は全部の労働時間の削減に取り組む。	
⑨ 輸出の取組	G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイトへの登録を行い、農産物の輸出を行う（他者との連携による取組を含む。）。	

注 1 選択目標は、原則として、助成対象者の取組全体を対象として設定するものとする。